

令和元年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年11月7日（木）13時30分から14時09分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員（16名）

会長	19番 原 心一						
会長職務代理	7番 森安 正	11番 山崎 彰					
委員	1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	4番 森田 良彦				
	5番 岡田 修一	6番 堤 昭雄	7番 森安 正				
	9番 西村 広幸	10番 西岡 久	12番 三木 克司				
	13番 上島 陽子	14番 鍵山 佳広	15番 小松 和啓				
	16番 三谷 富重	17番 山内 茂	18番 岡本 博臣				

4. 欠席委員（2名）

3番 横山 実男 8番 宗石 和彦

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号 使用貸借終了農地返還通知報告について
第6号 農地法第4条の規定による届出について（報告）
第7号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第8号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第9号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恭久
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 公文 正志
農地主事 野島 和仁

7. 会議の概要

議長

開会（13時30分）

それでは皆さん、こんにちは。定刻が参りましたし、予定の皆さん方がご出席いただきましたので、本日の会を開催をしたいと思います。秋も大分進んでまいりまして朝晩大分涼しくなってきました。それぞれ皆さん方お忙しい中をお集まり頂きまして有難うございます。令和元年の第11回の農業委員会を開催したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは今日は配布資料に訂正が有りませんので、よろしくお願いをします。

本日の議事録の署名人につきましては岡田委員、小松委員にご指名をさせて

頂きますのでよろしくお願ひを致します。

なお、本日の委員の中で欠席の届けが出ておりますのが、宗石委員と横山委員から欠席届が出てきておりますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは順次会に入っていきたいと思いますのでよろしくお願ひをします。議案に沿いまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町松木字上品255番、地目は田、面積は1,014m²、外3筆、計4筆で合計3,325m²、譲渡人、

、 、 、譲受人、 、 、譲受人の耕作面積は7,920m²、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり120,300円で総額400,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町白石字五反川9番、地目は田、面積は451m²、外1筆、計2筆で合計面積710m²、譲渡人、[REDACTED]

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上、議案第1号につきまして農地法第3条の説明がありましたので、議案第1号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。格段有りませんか。

——質 疑 な し ——

議長 格段無いようですので、採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

——全員舉手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は地上権設定、申請地は香北町美良布字辻野11911番1、地目は田、面積は293m²、外5筆、計6筆で合計面積3,530m²、地上権設定者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、地上権者、[REDACTED]

転用目的はソーラーパネル1,476枚、キュービクル1棟、パワーコンディショナー6台、転用事由は「当該申請地は休耕田であり、今後耕作する予定はない。また、終日日当たりが良く、市道に面しているため、太陽光発電所として適しているため。」とい

ことです。農地区分は第3種農地、調査員は小松 和啓委員で資料は3です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支所から約300m以内に位置することから第3種農地であると判断されます。以上です。

議長 補足説明を小松委員お願いします。

委員(15番) はい、この土地は今から3年位前までは農地パトロールで毎年行っていた土地です。見た感じ、美良布の中心部にありますけれども、川は通っておりますが、農地からいったら、大分低いところを流れております。したがって用水は川上様のお宮の方からずっと引っ張ってきたっていうのもあるし、支流っていうかね、最後の方の水路になっております。そういうことで、年によっては、水が来着かないとかそういうこともありますて、農地としてはあまり条件のええところではありません。地形も見たとおり、あまり良くありません。太陽光の話があったのは去年でしたが、それからいろんな手続きをして今日出てきちゅうわけですが、周りの同意、被害の関係も同意を得ちゅうようすで、問題無いと思われます。以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、議案第2号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。
休耕田という説明があったけれども、2703-1は稻を作っちゃったがでよね、これね、写真ではね。

委員(15番) そうよね。これ、今年の写真じゃおか。

議長 そうやろう。

事務局 そうです。

議長 この筆だけは作っちゃったってことになろうと思います。

委員(15番) 上の端だけ作っちゃったって感じやね。下は何年も草林になっちゅうけど。ちょっと今年作っちゃたのは、よう見てないでけんど。

議長 この計画では例えば、周辺にフェンスを張るとか年に2回草刈りをするとか、そういう [] からの何か説明、文書がきてますか。

委員(15番) 直接文書はもらってないですけど、1年以上になりますけど、前に説明を受けた時に管理は徹底しますという話は聞いておりますけど。具体的にこうこうしますっていう書類的なものはもらってないです。

議長 必要性があるかないかの問題やけれども、県でいろいろ各市町村出てくるがですよ、こういう問題ね。そうした時には、周辺にはフェンスを張って、そしてこの該当する農地のすぐ隣に用水路とか排水路とか接続されちゃったらよね、その管理をするためにですね、若干フェンスを引いてフェンスを設置するとかいう事が出てきます。草刈りは年に2回とか3回とか草刈りを行いますとかいうふうなことが出てきたり、それから防草シートを張るとか明記をしてですね、申請が出てくるわけですけど、今度の場合はそういうものが事務局の方でも出てきてない。

事務局 附則の説明を致します。まず草刈り等について、周辺への被害の防除ですが、周辺隣地の農地の同意は取っておりますが、草刈りについては年3回以上

の草刈りによる除草を行うということで、農薬は使用しないと。

議長 除草がよね。

事務局 除草剤は使用しないことになります。フェンスについてはですね。資料3-4の土地利用計画図ではちょっとわかりにくいけれど、1番外側にですね、フェンスを張る計画になっております。ここに添付してないんですけど、平面図、見積もり図の方にはフェンスが、フェンスの周りがですね、農地の形に添ってですね、フェンスがつけられる計画になっております。

議長 はい、わかりました。

事務局 あと、河川への排水についても市の管財課が管理になりますので、そことの協議もして排水の同意も得ております。以上です。

議長 この3-1の下の図、航空写真でよね、この境があるやろう。ここに赤線とか青線はないが。

事務局 赤線と青線は用途廃止、払い下げを受けておりまして、その辺はクリアしております。

議長 わかりました。
他に何かご質問は有りませんか。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長 それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ですが、賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町佐野字ヲタニクチ1060番、地目は畑、面積は565m²、外1筆、計2筆で合計面積623m²、利用状況は宅地、道路、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、1060番は昭和59年頃に家と倉庫を建て、現在に至る。1806番9は1060番への道路として使用し、現在に至る。調査員は水田委員で資料は4です。

2番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2215番、地目は田、面積は1,203m²、利用状況は居宅と倉庫、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、申請地道路沿い部分に軽量鉄骨造波形スレート葺居宅畜舎105.99m²を建築し、酪農を開始しました。昭和44年、同所東側に鉄筋コンクリート造陸屋根葺居宅41.16m²を増築。昭和54年、申請地の南3分の2部分に鉄骨造波形スレート葺畜舎428.40m²を新築、昭和62年鉄

骨造波形スレート葺堆肥舎91.80m²を増築、平成9年に身体障害となり、廃業しました。宅地並み課税のまま現在に至っています。畜舎床は鉄筋コンクリート土間、更に新築した畜舎床下は鉄筋コンクリート造二重底の糞尿貯蔵槽になっており、農地に戻すことは不可能です。調査員は西岡委員で資料は5です。

3番、申請地は土佐山田町山田字楠瀬1330番1、地目は田、面積は7.6m²、利用状況は浄化槽の敷地及び庭、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和60年に当該土地に浄化槽を設置し、庭として利用し始め、北側1329番、1330番2、1330番3の宅地と一緒にして利用し、現在に至っている。調査員は原委員で資料は6です。

次のページいきまして

4番、申請地は香北町美良布字南大柿1347番7、地目は畠、面積は10.6m²、利用状況は駐車場、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、隣接のコンビニの駐車場が狭かったため、平成12年に駐車場を造り、現在に至る。調査員は小松 和啓委員で資料は7です。

以上です。

議長

すいません、水川委員お願いします。

委員（1番）

資料4-2ですけれど、下に家がありますが、これはもう25年位建っちゃうと思いますけれど、畠でしたが、物部から来ちゃう人です。[REDACTED]さんていう人ですが、この間畠やったけれど、それを宅地にしたいと判を押してもらいたいと、隣地と何のいさかいもないし、これ、もうかまんじやないだろうかと思つて判をつきました。

それからもうひとつ、1806-9ですが、上段ですが、支障がないんじゃないろうかと思いましてこれも判をついております。以上です。

議長

西岡委員、すまん。

委員（10番）

資料の5からになりますが、事務局の方から説明がありましたように詳しく説明されてますので補足説明ということもありないですけど、今現在は住宅の方は人に貸してまして、それと牛舎の方も倉庫に今使用しております。それと両側の写真でちらっと5-2なんかに、葡萄が横に植わってますが、この方も東隣の方も承諾の判は頂いておると思いますので、頂いているということですので特に問題無いと思います。以上です。

議長

すいません、3番については私の方から説明をさせて頂きたいと思います。

6-1、上の図面ではですね、赤いところが今度申請が出ちゃうところですが、[REDACTED]さんというお家をですね、あと[REDACTED]君という人が相続をしてですね、家とこの土地と一緒に不動産屋さんにお願いをして売りたいというふうなことですね、浄化槽を設置しちゃうところが、農地のままであるので、これを非農地にしたいということです。ただこの周辺ですね、北側、この家の[REDACTED]さんの北側にも空き家があり、すぐ西側にも空き家があってですね、それぞれ処分をしたいという気持ちはあるかもわかりませんが、なかなか売れておりません。航空写真では黄色に枠を取つてあるところが、今度の申請地であつてですね、右の写真では①の方がですね、航空写真の前の端、まだちょっと外にですね、南側に農地のような形のものがありますが、ちょっと石崖で一段上がつておつてですね、昔からたぶん、やじというか宅地内と一緒に高さになってですね、嵩上げをしちょった感じも見えます。写真の②番で奥の端にちょっとこう、みかんの木が植わつてますが、左側のちょっと小さい、上を見たら黄色で明うちゅう右の端にちょっと低い木がありますが、これがこの敷地の中に植わつちゅう木で。右側にけっこう屋根より高い木がありますが、これは隣の家の木です。上からちょっと下りてくるような形で下り坂になっておりまして、そ

の左側の敷地が家が建つちゅうところであってですね、こういう状況になっておりまして、宅地として売るのにはどうしても浄化槽の敷地もですね、一緒に引っ付けて売らんと卖れないということもあってですね、今回浄化槽を設置してある場所についてですね、申請が出てきておりますので報告をしておきます。

すいません、4番、小松委員さん。

委員（15番）

これは美良布駅の信号から4～50m山田の方へ寄ったところの国道ぶちで黒塗りのところですけれど、主にこの申請に出ているところは、今来ておる職人さんが駐車しております、店の前は主にお客さんの駐車場にしておると思います。店の駐車場の北側に田んぼがありますけれど、同意を頂いておるということで、今まで問題が無かったですので、別に問題無いと思います。以上です。

議長

以上、第3号につきまして補足説明まで終りましたのでただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。

あの牛舎よね、牛舎として建てちゅう場合には今度そこを壊しても宅地にはなりませんよというふうなことになっちゃあせんかね。それは聞いてない。

事務局

牛舎として、農業用施設であれば施設でしょうけど、そこは宅地というか、農地に戻さん限りは宅地か雑種地になると思います。

議長

農地に戻す必要性はないということ。

事務局

そうですね。あそこへあの大きさの牛舎が建っているということは、たぶん許可を取ってるんだと思いますので、その時点で登記を変えれば変わったんじゃないかなと思いますけど、4条かなんかで。

議長

私、聞く範囲ですけれど、同じような南組の方で牛を飼いよって辞められた人がおってですね、そこは宅地にはならんので畠に戻さないかんということでお建物を壊して現在は畠として作りゆうわけですかん。それを建てた時にこれを税金の関係ですね、宅地にせずに牛舎として建てちよったとか。それから戻す時には宅地にはなりませんよというそういう扱いで安い税金で建てらしてもろうちゅうというふうなことを聞いたことがあるので、今度の場合、この場合よね、この件の場合はどうかなあというふうな思いがあるんで、そのところは税務課の方とも検討してもらうてよね、普通に宅地にしていいもんであれば構いませんけれど、ならんというそういう縛りもあるようにも聞いてますので、そこをひとつよろしくお願いしたいです。それだけです。

何かご質問有りませんか。

――質疑なし――

議長

格段無ければですね、議案第3号の非農地証明願いについては原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、どうも有難うございました。全員賛成です。

続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町松本字上品255番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,014m²、外3筆、計4筆で合計面積3,228m²、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日、引渡日ともに令和元年9月18日、解約理由は売買のためです。

2番、申請地は土佐山田町林田字カリヤ142番、地目は田、農振区分は農用地、面積は424m²、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、成立日、解約日は令和元年10月4日、引渡日は令和元年10月31日、解約理由は借り手変更のためです。

以上です。

議長 はい、議案第4号の農地法第18条第6項の解約通知報告ですが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。
1番については農地法第3条に出てきておった案件がそのまま売りたいということで合意解約になったということでいいと思うわけですが。他の件について何か格段有りませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、議案第4号につきましては報告のみとさせて頂きたいと思います。
続きまして議案第5号使用貸借終了農地返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町京田字中京田1008番、地目は田、農振区分は農用地、面積は790m²、外3筆、計4筆で合計面積5,141m²、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借入人、[REDACTED]、[REDACTED]、終了年月日は令和元年10月6日、解約理由は返還を受けて譲渡するためです。
以上です。

議長 議案第5号につきまして説明がありましたが、何かご質問は有りませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、報告案件ですので、議案第5号につきましては報告のみとさせて頂きたいと思います。
続きまして議案第6号農地法第4条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第4条届出報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町秦山町3丁目3-7、地目は田、面積は376m²、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造鋼板葺2階建て住宅1棟、資料は8で調査員は事務局公文です。
2番、申請地は土佐山田町宮前町15-1、地目は田、面積は364m²、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は住宅用地、資料は9で調査員は事務局公文です。
以上です。

議長 議案第6号につきまして説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたい

と思いますが、何かご質問は有りませんかね。
質問、格別有りませんか。
資料9の航空写真では、家が建つちゅうような形になっていますが、現在は更地にしちゅうってことよね。

事務局 そうです。

議長 はい、わかりました。格段、市街化区域内の土地でありますて、家を建てることも問題はないと思いますが、質問が無いようですので、報告のみとさせて頂きますがご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長 続きまして議案第7号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第7号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲リ326番18、地目は田、面積は48m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造2階建て住宅、資料は10で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲リ324番3、地目は田、面積は173m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は駐車場、資料は11で調査員は事務局公文です。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりました。ただ今より、議案第7号農地法第5条の規定による届出の報告ですが、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。

公文君、この10-2の写真の下の写真、建設予定地、赤線よね。その黄色いところの申請地からはみでちゅうところはもう既に宅地ってこと。

事務局 そうです。

議長 はい、わかりました。
何かご質問有りませんか。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、議案7号につきましても報告のみとさせて頂きたいと思います。

続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての質問であります
が、説明をお願いをします。

事務局 はい、議案第8号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をさせていただきます。

議案書の方が9ページからになります。まず貸借による利用権設定について説明します。

1番、再設定になります。土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、

水稻を栽培します。使用貸借権で期間は3年となります。

2番から5番にかけて、再設定で、土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、生姜、水稻、それからソルゴーを栽培します。賃貸借権で期間はいずれも5年となります。

5番までいきましたので、11ページの6番になります。

6番から13番も、再設定になります。それぞれ8名の方が所有する土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんという方が借り受けて、生姜と野菜を栽培します。賃貸借で期間はすべて5年間になります。

13番までいきましたので、16ページまでいって、14番になります。

新規設定で、土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受けて、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は5年です。

15番、こちらも新規設定で、土佐山田町の農地6筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は10年間になります。

次に17ページになります。

16番、新規設定になります。土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受けて、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は3年間です。

17番は、再設定になります。土佐山田町の農地2筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。こちらは使用貸借権で期間は10年間となります。

続いて18ページにいきまして再設定です。

土佐山田町の農地を、[REDACTED]が借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は5年となります。

次に19番。新規設定で、土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間は5年となります。

次に19ページにいきまして20番。新規設定となります。土佐山田町の農地3筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は10年間となります。

21番も、新規設定で、香北町谷相の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、こちらは栽培ではなくて農業用倉庫にして借りるってことで。賃貸借権を設定し、期間は5年となります。

以上となります。

議長 以上説明が終わりましたが、委員でですね、関係をしている人が、18番で[REDACTED]君がおいでますのでちょっと退席をしていただいてですね、この件、18番のみ先に採決をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

-----[REDACTED]委員退席-----

議長 18番の件につきまして皆さん方より、ご質問があれば受けたいと思いますが、格段有りませんかね。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 全員賛成です。有難うございました。

-----[REDACTED]委員着席-----

議長 全員の方の賛同を頂きましたのでご報告しておきます。

続きまして全ての件につきまして、皆さんよりご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんかね。

14番の字東臼井っていうのは、これどの辺、どんなんになる。

委員（10番）どこ言うたらえいろう。

議長 中組の方。

委員（10番）南組。

議長 南組。

委員（10番）マルニのホームセンターがあるろう。

議長 はい。

委員（10番）どつかね、あの南の辺が東臼井。

議長 わかりました。ハウスやっちゅう、あの■さんがハウスやっちょったね。

委員（10番）あのハウスを■君があたってやつてます。その近くでたるがやない。ちょっとわからんですけど。

議長 わかりました。

委員（9番）露地のニラをまあ、今カットネギをやりゆう。

議長 そう、今カットネギを作りゆう、■君。私の家のすぐ東の方で。どつか県外から出てきてですね。

委員（10番）■から出てきちゅうで。

議長 ■から出てきて家を借りて、そこでお母さんと2人でやつてます。
何かご質問は有りませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無ければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長 それでは議案第8号香美市農用地利用集積計画について諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第9号、その他の件ということになってますが、何かありますか。事務局。

事務局	無いです。
議長	事務局の方からもその他の件で、格段無いようですが、皆さん方の方で、委員の方、推進委員の方で何かご質問があれば、またご意見があれば聞きたいと思いますが、格段有りませんかね。 格段無いようですので、引き続いてですね、最適化推進委員の意見交換会に入りたいと思いますが、5分ほど休憩をして始めたいと思います。この後の時計で15分、2時15分から開会をしたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

閉会（14時09分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

署名人

署名人

事務局

無いです。

議長

事務局の方からもその他の件で、格段無いようですが、皆さん方の方で、委員の方、推進委員の方で何かご質問があれば、またご意見があれば聞きたいと思いますが、格段有りませんかね。

格段無いようですので、引き続いてですね、最適化推進委員の意見交換会に入りたいと思いますが、5分ほど休憩をして始めたいと思います。この後の時計で15分、2時15分から開会をしたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

閉会（14時09分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原心一



署

名入

岡田修一



署

名入

小松和啓

